

2023年3月2日（木）上田健二府議 大阪府議会一般質問（3. 動物愛護について）

【上田府議】

（パネルを表示）

これは大阪府が現在、第一種動物取扱事業者の数字を書いている表になっています。
今大阪府には第一種動物取扱業の登録を受けている事業者が約 2000 事業者いまして、そのうち販売の登録を得ているのが 905、繁殖の登録を得ているのが 445 事業者います。
動物愛護管理法により、動物取扱業者に対し、動物の適正飼養が求められてきましたが、現実には不適正飼養などの問題が後を絶たない現状があります。

（次のパネルを表示）

直近の令和元年（2019年）6月の法改正では、これまで抽象的な制限であったものが、例えば動物の大きさに応じて使用するケージの数値基準や、従業員 1 人当たりの飼養頭数の上限が犬の場合で20頭以内※1とするなど、明確な飼養管理基準※2が定められました。
なお新規登録事業者は、令和3年（2021年）6月から、既に登録されている事業者は令和4年6月※3からと段階的に施行されています。

こうした明確な基準のもとで、府は動物取扱業者に対し、どのような取り組みを指導しているのか、まず伺います。

※1. 既存の事業者は令和6年（2024年）6月、犬は20頭で完全施行

※2. 令和3年（2021年）6月より施行

※3. ケージの大きさに関しては、既存事業者は令和4年（2022年）6月から施行

【原田環境農林水産部長】

府では、法施行前の令和2年（2020年）度に約2000件の全事業者に対して、飼養管理基準への適合状態を確認するためのアンケート調査を実施いたしました。そのアンケート結果などを踏まえ、全事業者に新たな基準の徹底を注意喚起するとともに、令和3年から4年度に特に厳しい基準が適応される、繁殖事業者約400件に対しまして、チェックシートによりゲージの基準への適合状況や、動物の健康状態などを確認するため、立ち入り調査を実施いたしました。その結果をもとに基準に適合していない事業者14件に対して重点的に立入調査の上、改善指導を実施いたしましたところ、8件が改善され、現在も6件に対して継続指導をしています。また、ケージの基準に適合せずに改善が認められない3件に対して、法に基づき勧告をいたしました。尚そのうち1件は勧告後に改善を確認しており、残る2件につきましては改善期限がまだのものでございます。

【上田府議】

先月2月8日寝屋川市内の動物取扱業者が飼養していた犬を虐待したとして動物愛護管理

法違反容疑で逮捕されました。この事業者は寝屋川市と門真市の計 2 店舗を運営しています。その事業者に対しどのような調査をしてきたのか、公明党会派の代表質問で全く同じ質問があり、部長からは、令和 3 年（2021 年）度に 6 回、令和 4 年（2022 年）度に 2 回の立ち入り調査、法改正施行後※4 の令和 4 年（2022 年）6 月以降も 13 回の立ち入り調査を行ったが「虐待の疑いは確認できなかった」と答弁がありました。

私はここに疑問を持っています。

「虐待は確認できなかった」との部分について、府職員の立ち入りの際、動物に触れることなく調査を終えていることもあるという元従業員の方の証言もありますが、府は繁殖事業者などに対し、虐待疑いの通報を受けた際、どのように動物の健康状態を確認しているのかお伺いいたします。

※4. ケージの大きさの施行：既存事業者は令和 4 年（2022 年）6 月から施行

【原田環境農林水産部長】

動物の健康状態の確認につきましては、国のガイドラインも参考にしながら、動物愛護管理センターの職員が、極度に痩せた個体がないか、体に糞尿がついていないか、爪が異常に伸びていないか、など外観を目視で確認いたしますとともに、通報内容や動物の状況に応じて触診などを行っているところでございます。なお、確認の結果、動物の生命健康が損なわれるなど虐待の疑いを確認できた場合は速やかに警察へ情報を提供することとしております。

【上田府議】

今の答弁では不十分であると言わざるを得ません。国のガイドラインにもあるように極度に痩せた個体がないか、体に糞尿がついてないか、爪が異常に伸びてないか、これをチェックしようと思えば外観を目視では確認は不可能であり、触診なくしてわかるわけはありません。外観を目視で確認し、状況に応じて触診と言われましたが、立ち入り調査時には獣医師資格を持った方が必ず同行していると聞いていますし、間違いなく触診すべきです。この部分とても重要なのでさらに説明しますがパネルをお願いいたします。

平成 24 年（2012 年）から府は、現地に行った回数が合計 62 回、内不在が 18 回、中を確認できたのが 44 回それでも、府は虐待の疑いのある犬は見当たらなかったとお答えになっています。

ですが、この店舗で死亡した犬の数は、令和 2 年（2020 年）度が 6 頭に対し、令和 3 年（2021 年）度は 46 頭に急増。令和 4 年（2022 年）に関しては 4 月から 6 月までの 3 ヶ月間で 17 頭もの死亡があったことを府は認識しています。その事実を把握し抜き打ち調査も含めた現地立ち入り調査をしているにもかかわらず触診については必要に応じて実施し、虐待疑いのある犬はいなかったとするのはあまりにも無責任ではないでしょうか？ここはしっかり反省し、今後は確実に触診を行い、本当にそこで暮らす動物は健康であるの

かどうか確実にチェックをするよう改善を強く求めますが、いかがでしょうか？

【原田環境農林水産部長】

虐待疑いの相談を受けた場合において、健康状態に問題がないかを把握するだけでなく、虐待の兆しがないかなどを合わせて一頭一頭の状態をしっかりと把握する必要があると認識しております。今後、お示しの触診による方法を含め、確実に健康状態等を確認し、動物の健康と安全が守られるようしっかりと取り組んでまいります。

【上田府議】

ぜひお願いいたします。

今回の報道では府は「任意だから立ち入り調査にそこまで積極的になれなかった」というような報道が沢山されましたが、動物取扱業の許可（登録）を得て事業をしている事業者が府の立ち入り調査を拒むというの[はあってはならない](#)と私は思います。任意だからという理由で拒む事業者があるのであれば、府としては、公表対象にするなど、何かしらペナルティも考えるべきだと思います。

続いて従業員数についてです。先ほどどうも述べた通り、改正法において、既存の繁殖事業者は30頭に1人従業員が必要であり、措置期間が終わる令和6年（2024年）6月以降は20頭に1人が必要になります。ですが府が立ち入り調査を実施した際には、従業員が少ない日があると聞いています。法施行後である令和4年（2022年）6月以降[※5](#)どのように従業員数を確認したのか伺います。

※5. 既存の事業者は、令和4年（2022年）6月、犬は30頭より施行が開始された。

【原田環境農林水産部長】

府では、立入調査時において、シフト表で勤務形態を確認した上で出勤簿など必要な従業員数を確保しているか確認しています。また、必要に応じて雇用証明書や身分証明書などで架空の従業員数を計上していないかなどを確認しています。なおこうした確認をしているにもかかわらず、立ち入り調査時に、明らかに人数が少ない場合は、同じ日に時間を変えて調査することや、従業員にもヒアリングするなど工夫しながら、必要数が確保できているのか確認して参ります。

【上田府議】

この問題もとても重要で、員数の数え方については、常にその人数が必要なわけではなく、1週間の合計勤務時間で計算する法律となっています。

ですが、今回逮捕された事業者は寝屋川店の場合、犬が約200頭います。シフトにより偏りはあったとしても、現状平均7名は必ず必要になります。逮捕から3日後の2月11日、

私が事務所へ行った際、実際に世話をできるのは1人ないし2人であり、200頭の世話をできるとは到底考えられませんでした。府として当該事業者の従業員が何名なら基準に適合すると判断し、どういうものに確認したのかを伺います。

【原田環境農林水産部長】

お示しの通り、国の基準では犬30頭あたり1名の従業員が必要であり、当該事業所では逮捕前に約200頭を飼育していたため、7名の従業員が必要となります。逮捕前にシフト表等で実際に雇用され、配置されている従業員数を国の示す方法により算出いたしましたところ、8名となり、必要数の7名以上確保し、基準に適合していました。加えて、当該従業員の運転免許証などで架空の従業員がいないかも確認しておりました。逮捕後の立ち入り調査において逮捕日以降は現場が混乱する中で、シフト表通りの従業員数が確保できていないことを確認したため、適正な飼養管理ができるよう、従業員の確保や頭数を抑制するよう指導しております。

【上田府議】

ここもやはり言いたいのは、多頭崩壊をさせてしまい、虐待の疑いで逮捕されました。その関係者から提出されたシフトを鵜呑みにして、現実には破綻してしまいました。これは認識が甘すぎると思います。

これまでの立ち入り調査時でもシフトの確認と身分証などの確認をしていたとのことですが、昨年6月から府が立ち入り調査をした13回の調査でも一度もその人数に満たしていたことはないと聞いています。週計算とはいえ13回立ち入りをし、毎回3、4人だった場合、立ち入りをしないときは、10人程度必要になるわけですが、元従業員の方に聞いている限りでも、元々3、4名だったのだらうと思います。そこを問題視していくことがとても重要だと思います。雇用証明書や身分証など既成事実の確認も必要ですが、実際にあの劣悪な環境があり、何度現場へ足を運んでも法律を満たす人員はいない。それで現地調査日以外のシフト表が満員だから大丈夫だというのは無理があると思います。

今回の事業者以外でも同じことが起きては困ります。しっかり問題を認識し、対策を取れるようにしていただきますようお願いいたします。

府はこれまでも、府民からの通報や苦情により一定この問題を認識していたと考えますが、今回の件についてどのように警察と連携していたのか、お伺いいたします。

【原田環境農林水産部長】

府では令和4年7月以降、警察からの依頼に応じて当該事業者に係るこれまでの行政指導や立ち入り調査の状況を報告するとともに、11月の捜査の際には、府獣医師職員が同行し、動物の状態などを確認いたしました。また、動物愛護管理法における動物虐待の解釈について

て助言するなど警察との連携を図っていました。逮捕後には犬の健康状態の確認や適切な飼養の継続などを求めるため、毎日 2 名の職員が当該事業所に出向くこととしておりました。

【上田府議】

今回の件を踏まえて、動物愛護課と警察の連携はもっと必要だと強く感じました。不適切な飼養をしている業者の許可（登録）を取り消すにあたって、動物虐待で逮捕されるにしても、警察と動物愛護課の情報共有は不可欠です。今後の対策を求めます。

今回の動物虐待容疑で逮捕された事業者への指導や逮捕後の対応を通じてどのような反省点や改善点を考えているのか、環境農林水産部長に伺います。

【原田環境農林水産部長】

府では、府民からの相談を受けて以降、立ち入り調査や法に基づく改善勧告等の行政指導などを行ってきましたが、今回のような事態に至ったことは極めて残念であり、任意に協力を求める範囲とどまらざるを得なくてもより踏み込んで実態を把握するための情報や報告を求めるなど、改善の余地があったのではないかと考えております。

また、事業者の逮捕後については現場が混乱する中で必要な従業員数が確保できなくなることは予測していませんでした。

今回の事例を踏まえ、事業者が責任を持って動物の飼養管理を行うことができなくなった場合の対応についてさらなる検討が必要と考えています。さらに、刑事告発等に基づく捜査権限を有する警察と積極的に連携協力するとともに、毎年開催している警察や政令市、中核市との虐待に関する連絡会議において、対応力の向上が図られるよう協議してまいります。

【上田府議】

今回の事件について私は府の対応には反省すべき点は多々あると思っています。今回これだけ追求しようと思った事象について説明させていただくと、2月8日の逮捕から2月11日土曜日、前日に SNS 等で問題が拡散されたことにより、当日は多くの人が集まることが想定されました。私が現地に着いた午前9時には大阪府警から2名の方が警備に來られ、10時頃には警察の方は10名いらっしゃっていました。また、SNSを見た方や地域の方20名から30名の犬を心配された方がその現場に集まっていました。店舗関係者1人が集まった人たちに説明。周りには、警察本部の方や寝屋川警察の方が10名。騒然とした空気になっている中、動物愛護センターはなぜ現場にいないのか、200頭の犬は中でどうなっているのか、大きな鳴き声だけが周りに響いているような状態でした。お昼12時頃に動物愛護センター職員2名がやってこられ、シャッターの中に入っていかれ、状況を聞くと200頭いるが、おおむね健康状態に問題はない、と帰られました。所要時間は1、2時間程度です。その後店舗関係者の許可を得て私が中に入ると、実際に世話をしているのは1人でした。

当然 200 頭の世話をできるわけはありません。1 階 2 階に分かれて飼養されている状況で、特に状態がひどいに 2 階については、臭いが激臭で今まで感じたことのない臭いでした。多頭崩壊の現場に慣れている方でも喉が痛い、目が痛い、という状態で数時間滞在するのは考えられないような状況でした。真冬でもそれです。真夏ならどれだけ過酷な状況なのか考えるだけでも辛くなります。この状況を見て世話をできるのが 1 人ということも認識した上でおおむね健康状態に問題はないと帰ってしまうのが大阪府の動物愛護課なのかと、私は本当に悲しい気持ちになりました。当然その日所要時間は 2 人で 1 時間 2 時間ですから、触診はほぼされていないと思います。目視と頭数を数えたのだらうと思います。ですが現場にはいつ子犬を産んでもおかしくない母犬が少なくとも 5 頭いました。実際にその日の晩 10 時に出産がありました。府警本部の方は朝からこの時間までいてくれました。仕事を終えたボランティアの方がその後駆けつけてくれ体調が悪そうな犬を優先的に 20 頭、関係者の許可の上、引き取り 1 名の方は関係者の許可の上、朝まで子犬の世話をしてくれました。そういった努力をした上でも、2 月 8 日の逮捕から現在まで、私が聞いているだけでも 6 頭が現場で亡くなっています。2 名体制で一、二時間の所要時間でシフトを確認したといえ、破綻している状況を見ているにもかかわらず、概ね健康と判断し、そのまま帰ってしまうのが限界だったのでしょうか？もっとできることあったはずですが。今回のように事業者が逮捕された場合でも、刑が確定するまで事業継続すること止められませんか、残された動物を適切に飼養管理する必要があります。府としてどのような対応をこれまでとっているのかお伺いいたします。

【原田環境農林水産部長】

適切な飼養管理は本来事業者の責務でございますが、府といたしましては、残された犬の安全を確保するため毎日立ち入り調査を行い、全頭健康状態を確認した上で異常が認められた場合は必要な措置をとることに加えまして、適正な飼養管理ができるよう、従業員の確保や頭数を抑制するよう指導しております。あわせて円滑に譲渡が進むよう当該事業所の関係者に所有権放棄を働きかけるとともに、府の譲渡協力団体に協力を求めています。また当日そういった対応となりましたことにつきましては、心からお詫び申し上げます。

【上田府議】

これについても説明させていただくと、2 月 11 日の日、動物愛護課に連絡がついたときに、アニマルハーモニーで何頭引き取りが可能か調べてほしいと依頼しました。返答があったのは 6 日後の 2 月 17 日、当初は 10 頭なら可能です。その後もう少し何とかならないか、という話をしていく上で一時預かりなら 50 頭、場所を準備すると返答もらったのは 2 月 20 日になってからでした。この具体的な数字が事件直後にわかるか交渉した上で、10 日後にわかるかで状況は大きく変わりました。私は今回の逮捕は、ある意味劣悪な環境で生きる動物を救うチャンスでもあったと思いますし、府の担当課におかれても、本当はこれまでここ

にいる犬を助けたいが法律上どうにもならないという考えであったならば逮捕がされ、現場確認をするときに満足のいく人員体制、獣医師による健康状態の把握と、状態が良くない犬についてはボランティア団体と協力するなりした上で治療を受けさせる、そして優良な里親を探していく、こういった考えであるべきだと思います。警察と連携を深め、逮捕時期がわかれば、動物愛護課の視点で府にはやるべき事前準備はたくさんあります。知事にお伺いいたします。

今回の事件のように、責任者が逮捕された場合や、今後も多頭崩壊が起きた場合など、事業所に残る動物の飼養管理が問題となります。今後同様の事例が発生した場合に速やかに対応できるように、府も備えが必要だと考えます知事の見解はいかがでしょうか？

【吉村知事】

まず今回の件において上田議員から指摘もあり、そしてこの大阪府における動物愛護課の対応、これはやはり不十分なところがあったというふうに思います。これまで何度も立ち入りをしているわけですから、あの状況もわかっているというふうに思います。また警察からの捜査が入ればそこにいる犬はどうなるのかと、そういったことにもこの現行の制度の中できちんと想像し対策をとっていき、その責任があったというふうに思います。それが十分果たされていなかったのではないかと上田議員の指摘はその通りであると思います。ですから、こういったことが二度と起きないように、動物愛護課にはしっかりと対応してもらいたいというふうに思いますし、その指示を出します。

一方、どうしても制度上、この事業者が動物の所有権がありますので、これを強制的に役所に移すということとはできない。その制度上の限界もあります。ではどうするかということですけれども事業者が動物の所有権を放棄すれば受け取ることができる。ですので、この現行の制度でいくと今もまさに継続中でありましてけれども、保護の直接的な介入はできませんので所有権の放棄を積極的に強くさらに働きをしていきたいと思います。また市町村、獣医師会、ボランティアなど関係機関と連携を強化しまして適切な飼養者への譲渡を含めて、残された動物の健康、安全が保持されるように、この案件について引き続きやることは当然のことながら、日頃からきちんと備えて行くように、動物愛護課としてしっかりと対応していきます。

【上田府議】

動物取扱業の大きな課題の一つは、一度許可（登録）を受けた事業者はその許可（登録）を失っていないという現実です。パネルをお願い致します。

これは指導・勧告・命令・業務停止・登録取り消しとあります。次のパネルお願いいたします。

実際にこれ大阪府では取り消しを受けたこの一件、一件というのは、逮捕され有罪判決を受けたから取り消されただけであって、行政処分として取り消されたわけではありません。全

国的に見ると、4万2000件の動物取扱業者がいます。が、全国的にも1件も取り消しというのはありません。大阪府でもありません。

これですが、法律に基づいた取り締まりを強化し、動物にとって劣悪な環境を作ってしまうば許可（登録）が取り消されるという事例を作っていくことが多少なりとも抑止力になると考えます。知事の見解はいかがでしょう？

【吉村知事】

動物虐待は犯罪でありまして、絶対に許してはならないと思っています。動物愛護管理法の改正によりまして、動物虐待に対する罰則が強化されています。より重い罪であるということが国会の意思としても示されている。当然これ警察が執行することになりますが、その趣旨も踏まえて大阪府として対応していく必要があると思う。動物の取り扱い業者には動物愛護に関する高い倫理感とそれに基づく適切な事業活動を行うということが法上、求められています。改正された法を、適切かつ効果的に運用して大阪府としてもその権限に基づいて法に違反する不適切な事業者に対しては厳しい姿勢で対応していきます。

【上田府議】

皆様にも知っていただきたいのは動物取扱業の許可（登録）を得るのはとてもハードルが低いこと、また一つの建物で飼育していい頭数に制限がないこと、閑静な住宅街の一戸建てであつても200頭でも300頭でも飼育できてしまうという点。また臭いに対する規制がないこと、こういった沢山の問題点があります。今回で、全てすべてが改善できるとは思っていませんので今後また取り組んでいきたいと思えます。一般質問終わります。ありがとうございました。